

府中小学校生徒指導規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中小学校の学校教育目標を達成し、児童が、安全で安心して学校生活を送るために定めるものとする。

第2章 校内生活に関すること

第2条 服装

1 服装

- ・ 通学服は、動きやすい服装とする。
(ミニスカートやロングスカートは着用を慎む。)
- ・ 学校指定の名札をつけ、校内では見えるようにしておく。
- ・ 儀式（入学式・卒業式・離退任式）は、黒・紺・白・グレーなどを基調とした儀式にふさわしい服装にする。

2 体操服

- ・ 学校指定の体操服と赤白帽を着用する。
- ・ 体操服の下に肌着を着てもよい。
- ・ 冬期は長袖の体操服も着用できる。

3 靴

- ・ 運動しやすい靴で通学する。
(厚底靴やローラー付きは不可)
- ・ 上履きは教室と体育館共用とし、布製の白いシューズを使用する。
- ・ 靴のかかとを踏まない。
- ・ 上履きのまま外に出ない。また、外靴のまま上履きエリアに入らない。
- ・ かかとをそろえて靴箱に入れる。

4 冬季の服装について

- ・ ネックウォーマー、マフラーなどは、登下校中のみの着用とする。
- ・ 手袋は、登下校中と休憩時間に着用とする。(ただし、遊具を使用する時にはつけない。)

- ・ 校舎内では、ダウンジャケットなどの防寒着は身につけない。
- ・ 上着のフード、耳あては周囲の音が聞こえにくくなり危険なので使わない。

第3条 頭髪

- ・ 学習の妨げにならないように、肩についた長い髪はゴムで結ぶ。
(ゴムやピンの色は黒・茶・紺とする。)
- ・ カチューシャや大きな飾りのある髪留めはしない。
- ・ 不自然な髪型にはしない。
(染髪・脱色・パーマ・エクステはしない。)

※髪型の改善が必要な場合は、家庭連絡をし、保護者と連携する。

第4条 持ち物

1 学用品

- ・ かばんは、ランドセルを使用する。
- ・ 各学年の「学習道具一覧表」に示されるものを使用する。ここに書かれているもの以外は持ってこない。

2 不要な物

- ・ 勉強に使う物以外は持ってこない。
(持ってきた不要物は一旦学校で預かる。)
- ・ ランドセルや持ち物にキーホルダーなどの飾りをつけない。
- ・ スマホや携帯電話は原則持ってこない。
- ・ 携帯用カイロは原則使用禁止
(体調等の特別な事情で使用する際は、保護者から担任に連絡する。)
- ・ ピアス、イヤリングをつけない。
- ・ 化粧はしない。

3 その他

- ・ 持ち物には必ず記名する。
- ・ 傘は持ってきた当日、忘れず持ち帰る。
- ・ 水彩や習字の筆、すずり、パレット等の

汚れは家で洗う。

第5条 校内生活について

1 学習について

- ・ チャイムの合図を守る。
(トイレは休憩中に済ませておく。)
- ・ 学習ルールを守る。
- ・ 反事・言葉遣いに気を付け、人を傷つける言葉を言わない。
(私語や授業の妨げになる発言はしない。)

2 校舎内の過ごし方

- ・ 校舎内では走ったり騒いだりしない。
- ・ 廊下や階段では静かに右側を歩く。
- ・ 教室移動の際は、先生と一緒に2列に並んで静かに移動する。
- ・ 特別教室や空き教室に勝手に入らない。
- ・ 窓から体を出さない。
- ・ 雨の日は室内で静かに過ごす。
- ・ 玄関では、ボールをついたり走ったりしない。

3 遊びについて

- ・ 決まりを守って遊ぶ。
- ・ 東校舎や西校舎の周辺、体育館裏、駐車場、植え込みのまわりでは遊ばない。
- ・ 休憩時間はバットを使ったり、ボールを蹴ったりする遊びは原則禁止とする。
- ・ 中庭では走らない。
(鬼ごっこやボール遊びは禁止)
- ・ 雨でぬれているときは中庭で遊ばない。
(教室移動で通ることも不可)

4 その他

- ・ 図書室は、大声を出したり走ったりせず、マナーを守って利用する。
- ・ エレベーターは原則使用禁止とする。
- ・ 学校の施設、樹木や花を大切にする。
- ・ 学校の用具を使用する場合は、大切に使い、責任を持って返却する。

第6条 登下校・欠席等

1 登下校

- ・ 8時10分までに登校する。
(玄関は7時40分まで開かない。安全面の観点から早過ぎる登校は控える。また始業は8時10分だが、準備等の時間も考え余裕を持って登校する。)
- ・ 登下校では通学路を通る。
- ・ 登校後は、忘れ物があっても家に取りに帰らない。
- ・ 下校時は寄り道をせずに、まっすぐ下校する。
- ・ 登下校時には防犯ベルや笛を携帯する。

2 欠席等

- ・ 欠席や遅刻の場合、保護者は始業時までに学校に連絡する。
- ・ 遅刻・早退する場合、保護者が必ず送り迎えをする。

第3章 校外生活に関すること

第7条 校外生活について

1 遊びについて

- ・ 危険な遊びの禁止
(火遊び・石投げ・石けり)
- ・ 子どもだけで川や池に立ち入らない。
(水辺で遊ぶ際は保護者同伴とする。)
- ・ 道路や駐車場では遊ばない。
- ・ 道路や建物等に落書きをしない。
- ・ よその家の庭や駐車場で遊ばない。
(よその家の敷地には立ち入らない。)
- ・ 倉庫や空き地など、人目につかないところで遊ばない。
- ・ 店舗の中で遊ばない。
- ・ 放課後、学校で遊ぶ際は飲食しない。
(水分補給用の水筒持参は可)

2 外出について

- ・行き先や帰る予定時刻を家族に伝える。
- ・帰宅時間を見守る。

『夏季（4～9月）⇒ 午後6時』

『冬季（10～3月）⇒ 午後5時』

- ・子どもだけで夜間外出しない。
- ・子どもだけで校区外に遊びに行かない。
- ・ゲームセンターやカラオケ等の娯楽施設や飲食店に子どもだけで入店しない。

3 買い物等

- ・許可を得たおつかい等の特別な事情を除き、子どもだけで買い物に行かない。
- ・子どもだけでショッピングモール等に行かない。
- ・買い物以外の目的で店に入らない。
- ・人におごったりおごられたりしない。
- ・金品をねだったり強要したりしない。
- ・子ども同士でのゲームソフトやカード等の交換・売買は禁止とする。

4 公共施設の利用について

- ・くすのきプラザや町立図書館、北交流センター（ハッピーズ）などの公共施設は、決まりやマナーを守って利用する。
- ・館内で騒いだり走り回ったりしない。
- ・フロアや通路を占有しない。
- ・エレベーターは原則使用しない。
- ・用のない階に立ち入らない。
- ・子どもだけで食堂を利用しない。
- ・敷地内では飲食しない。
- ・各施設職員の指示を守って利用する。

5 不審者対応（いかのおすし）

- ・知らない人にはついて行かない。
- ・知らない人の車には絶対に乗らない。
- ・危険を感じたら大きな声で助けを呼ぶ。
- ・危険を感じたらすぐに逃げる。
- ・不審なことは周囲の大人に知らせる。

- ・不審な電話には対応せず家族につなぐ。（住所や電話番号等は絶対に教えない。）

第8条 交通安全

1 歩行時

- ・信号のない横断歩道は原則使用しない。
- ・歩道では安全な歩行に努める。（駐車場から出入りする車にも留意する。）
- ・ボード類は公道上では使用しない。
- ・迷惑行為の禁止（数人で横に広がって歩かない。）（歩道上で走ったり遊んだりしない。）

2 自転車走行時

- ・3年生の自転車教室が終了するまでは、大人と一緒に乗る。
- ・左側を一列で走行する。
- ・スピードの出しすぎや片手運転など、危険な乗り方は絶対にしない。
- ・交差点では必ず停止する。
- ・迷惑な駐輪をしない。
- ・ヘルメットの着用を心がける。

第9条 インターネットの利用について

- ・「学習者用パソコンの使い方の約束」を守る。
- ・インターネットに個人情報を載せない。
- ・他者を誹謗中傷する内容を載せない。
- ・SNSやオンラインゲーム等の利用は家族との約束を守って行う。

第4章 特別な指導に関するこ

児童が決まりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動とは異なる「特別な指導」を行う。「なぜ、そうなってしまったのか。」「どんなところが問題であったのか。」「今後どのような行動をすれば、そのようなことが

防げるのか。」等の振り返りをしっかりと行い、より良い学校生活が送れるよう支援することが目的である。また、「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

第10条 問題行動への特別な指導

児童が問題を起こした場合、教育上必要と認められた場合は、日々の教育活動とは異なる特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して指導を行う。

3 特別な指導の手順

- ① 複数教員で事実確認をする。

特別な指導		
問題行動	指導内容	期間等
<u>不要物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で指導 ・個別指導 (事実確認及び説諭、反省文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要物は一次預かり後、保護者へ連絡する。放課後保護者に来校してもらい返却する。
<u>授業妨害</u> <u>指導無視</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導 (事実確認及び説諭、反省文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が改善しない場合は、1～3日間を目安に継続して指導する。
<u>暴言</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導 (事実確認及び説諭、反省文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が改善しない場合は、1～3日間を目安に継続して指導する。
<u>いじめ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導 (事実確認及び説諭、反省文) ・謝罪 ・継続指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず複数教員で対応 ・保護者連携 (面談及び謝罪)を原則とする。 ・継続指導は、奉仕活動も含め3日間を目安に実施する。 <p>◎被害児童の心のケアを第一に優先する。</p>
<u>法に触れる行為</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導 (事実確認及び説諭、反省文) ・学校面談 ・謝罪 ・継続指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・触法行為については、警察連携を原則とする。 ・継続指導は、奉仕活動も含め3日間を目安に実施する。 ・故意に壊したものについては弁償の対象となる場合もある。
・万引き、窃盗 ・飲酒、喫煙 ・器物損壊 ・暴力行為 ・深夜徘徊 ・その他 (火遊び等)		

1 問題行動

触法行為、いじめ、暴言、授業妨害、不要物持参等の事案が発生した場合は、状況に応じて保護者と学校で面談したり、警察等の関係機関と連携を図ったりする。

2 指導内容

特別な指導に該当する問題行動や指導内容は、以下の一覧表の通り。

② 生徒指導主事、管理職へ報告し、生起した事案の共有をし、今後の対応について確認を行う。

② 特別な指導のねらいや内容、期間

については保護者に伝える。

④ 当該児童への個別指導をする。

(指導、説諭、反省文による振り返り)

⑤ 担任、生徒指導主事等による 1 ~ 3

日間の継続指導を行う。

⑥ 特別な指導が終了したら、本人の様

子などを保護者に伝える。

⑦ 指導記録に残す。

※必要に応じて保護者に来校を要請する。

第5章 その他

第11条 生徒指導規程の周知

入学説明会や P T A 総会等で配布し、説明を行う。また、ホームページにも公開していく。

第12条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、必要に応じて見直しを行う。

この規定は令和7年4月8日より施行する。

令和7年12月15日より、一部改訂して
施行する。